

◇ 特別寄稿 ◇

日独交流150周年記念特別講演会

- I. はじめに 出口雅久
- II. 第一講演
ハンス・ユルゲン・パピア
予備的データ保存と基本法 倉田原志（訳）
- III. 第二講演
ハンス・ユルゲン・パピア
基本権と法治国家性 出口雅久（訳）

I. はじめに

2011年4月15日（金）15：30より18：45まで立命館大学衣笠キャンパス創思館カンファレンスルームにおいて日独交流150周年記念特別講演会が開催された。2011年は、1861年にプロイセンとの通商友好条約を締結して150周年に当たり両国において様々なイベントが開催された。講師には、本学客員教授ハンス・ユルゲン・パピア氏（ミュンヘン大学法学部教授／前ドイツ連邦憲法裁判所長官）を迎え、「通信履歴の保存とドイツ基本法」と題した基調講演が行われた。これが第一講演である。パピア教授は、講演会において、ドイツの個人情報保護法制の分岐点となったと言われてい
る、1983年12月連邦憲法裁判所のいわゆる国勢調査判決がベースとなる「情報自己決定権」、「予備的データ保存と通信の秘密」、「基本権保護に関する新たな挑戦」について言及し、データ利用や情報・コミュニケーション技術が革新的な変化を遂げてゆく社会の中で、警察によるテロ等の重大な犯罪行為の危険防止と基本権とのバランスについて、また基本法のあり方についても実務と理論の両方の観点から総合的な分析を展開された。講演会の当日は、学内外から憲法学者・刑事法学者・学生・院生など40数名

程度が参加し、活発な質疑応答が行われた。東日本沖大震災の影響により、多くの日独関連の学術企画が中止される中、パピア教授が本学客員教授として本学訪問をご決断され、世界的に注目されている「通信履歴の保存とテロ対策」に関する重要問題について講演会を開催していただいたことは、まさに日独交流150周年に相応しい極めて重要な学術的なイベントであったと考える。シンポジウム終了後には、会場を末川会館地下レストランに移して情報交換会を行い、パピア教授ご夫妻を囲んで学内外の教員、院生、学生と懇談し、本講演会について理解を一層深めることができた。

また、翌日の2011年4月16日（土）13:00からは本学衣笠キャンパス DAAD 友の会・ドイツ学術交流会主催で創思館カンファレンスルームにおいて日独交流150周年記念事業として「日独学術文化交流と平和」と題する学術シンポジウムが開催され、ドイツ学術交流会マックス・G・フーバー副会長、DAAD 友の会樋口隆一会長、日本学術振興会ボン小平桂一事務所長、ドイツ総領事アレクサンダー・オルブリッヒ博士等のご臨席を賜り、170名のドイツ学術交流会の元奨学金給付生が参加し、平和と宗教、人権、文化について熱心な議論が展開された（詳細は立命館ロー・ニューズレター66号16頁以下参照）。この学術シンポジウムにおいては、パピア教授には、平和と人権という観点から「基本権と法治国家性」に関するテーマでご講演いただいた。これが第二講演である。ドイツ学術交流会友の会の皆様とドイツ法学の精神的な柱となっているドイツ連邦憲法裁判所の重要性について真剣な討議が行われた。ちなみに、同テーマについては、倉田原志教授の憲法の講義の中でもパピア教授にゲストスピーカーとして学生に対してわかり易くドイツ憲法の基本原則について熱っぽく語っていただき、学生諸君との質疑応答においても大変有意義な学術交流を展開することができた。また、本稿の翻訳に際しては、大阪大学大学院高等司法研究科の鈴木秀美教授および棟居快行教授に大変お世話になった。以上の第一講演、第二講演のドイツ語版はすでに Ritsumeikan Law Review

No. 29 に公刊されている。学術的に極めて重要な講演原稿の日本語訳の本学会誌への公表についてご快諾いただいたハンス・ユルゲン・パピア教授に衷心より感謝申し上げますとともに、本企画の実現に多大のご協力いただいた本学教員・院生・学生諸君，ならびにドイツ総領事館，ドイツ学術交流会の関係各位に心より御礼申し上げます次第である。なお，本稿は，「ミュンヘン大学・立命館大学・ソウル国立大学」ドイツ学術交流会・独日韓大学間締結助成金および科学研究費(B)課題番号22402013研究課題名「民事訴訟原則におけるシビルローとコモンローの収斂」による研究成果の一部である。

日独交流150周年記念特別講演会企画担当

法学部教授

出口 雅 久